

平成 30 年度 事 業 計 画 書

I. 基本方針

本会は、県内法人会の上部組織として以下の項目を基本方針として掲げる。

1. 税のオピニオンリーダーである経営者の団体として、一般社団法人に則した事業を円滑に遂行し、「公益目的支出計画」の適正且つ確実な実行を目指していく。
2. 本会は、県内法人会の上部団体として、全法連からの資金配賦並びに情報提供を迅速・公正に実行し、また、税務当局との連携を強化し、各単位会が行う税務研修や社会貢献活動等の公益事業を支援する。
3. 法人会の組織基盤の安定化と円滑な運営のために、会員増強並びに福利厚生制度を推進する。

II. 事業計画

1. 税環境の整備改善等を図るための事業（継 1）

（1）税制、税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①平成 31 年度税制改正提言活動

地域経済の担い手であり、また、雇用の受け皿でもある中小企業の活性化に資するため、会員企業の税制改正等に関する意見・要望を踏まえ、努力した者が報われる税制の構築に向け、将来を展望した建設的な提言に努める。

全国大会で採択された「税制改正に関する提言」については、地元選出の国會議員や地方自治体の首長及び議長に対して、提言内容の理解と実現を要請する。

（2）税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業

①租税教育活動

ア 各単位会の青年部会が実施する租税教室の支援及び促進

租税教室は各地区の租税教育推進協議会や学校等と協議して実施するが、佐賀県青連協は租税教室の開催を促進するための会議を開催し、情報を提供する。

実施状況については、年 1 回開催される「青年の集い」で全国の局連代表が「租税教育活動プレゼンテーション」で発表するが、九北連は福岡、佐賀、長崎の持ち回りで代表を選出しており、今年度は諫早大村法人会青年部会が九北連代表として「青年の集い」岐阜大会で発表する予定である。

イ 九北連青連協主催の租税教育活動への参加

昨年度より青年部会が実施する租税教育活動の研修会を実施しているが、今年度は 4 月 20 日に長崎県連が主管として開催する。今後も毎年福岡、長崎、佐賀の青連協議会が持ち回りで開催予定である。

ウ 各単位会の女性部会が実施する「税に関する絵はがきコンクール」の支援及び促進

佐賀県女連協は各単位会女性部会が行う「税に関する絵はがきコンクール」

を支援するため、女連協会議を開催して協議し、情報交換を行う。

県内の単位会は税に関する絵はがきを募集し、審査会で選ばれた優秀作品1点が佐賀県連を経由して九北連内の単位会代表とともに九北連女連協の審査を受ける。その中から選ばれた1点が最優秀賞となり、全法連女連協会長賞となる。全国の単位会最優秀作品と全法連女連協会長賞は、4月に開催される女性フォーラム会場「税に関する絵はがきコンクール」展に展示される。

②税に関する広告事業

ア 新聞広告

一般県民に税の啓発を勧め納税意識の高揚を図るため、国税庁が定める「税を考える週間」（11月11日～17日）に、全法連から提供された広告を地元新聞に掲載する。

2. 地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業（継2）

（1）地域社会への貢献を目的とする事業

①新作カレンダーバザー展の円滑な運営を支援

佐賀県連は、佐賀県共同募金会が主催する「歳末たすけあい運動」の募金事業の一環である「新作カレンダー領布会」に協力し、各単位会が会員から集めたカレンダー、ダイアリー、手帳等を佐賀県共同募金会に提供する。

領布会は佐賀県共同募金会がイオンモール佐賀大和と県福祉会館で12月下旬に2日間に亘って実施し、収益金は歳末たすけあい運動の募金額に合算され県内の福祉施設に配分される。

（2）地域企業の健全な発展を目的とする事業

①講演会、研修会の開催

ア 公開講演会

著名人による社会問題や政治経済情勢の解説を通じて、教養を高める機会を提供することを目的に、地域の一般県民や法人会会員を対象に開催する。又、昨年度より単位会との共催による講演会を実施している。平成30年度は唐津法人会との共催予定である。

イ 特別講演会の開催

定時総会（大会）の日に開催する講演会は、出席理事、来賓、会員並びに一般県民を対象に、地域企業の経営者や著名人による企業経営戦略や社会問題、政治・経済情勢の解説を通じて経営の参考とし、教養を高める機会を提供することを目的として開催する。

ウ セミナー・オンデマンド（インターネットセミナー）の実施

インターネットで配信されるセミナー・講演会を会員・非会員の区別なく誰もが好みのセミナー・講演会をいつでも、どこでも受講でき、企業経営や人材育成、一般教養を高める等の目的で引き続き実施する。

エ 青連協視察研修会

県内青年部会員や一般県民を対象に、教養を高める機会を提供することを目的に隔年毎に開催している。平成 29 年度にベトナムへの視察を実施。 平成 30 年度は隔年の年にあたり実施しない。

オ 女連協研修会（毎年 1 回）

県内女性部会員や一般県民を対象に、女性に身近な社会問題等の解説を通じて、教養を高める機会を提供することを目的として開催する。本年度は視察研修会又は講演会のいずれかを実施する。

カ 福岡国税局調査課所管法人合同研修会の開催

県内大規模企業及び中堅企業（非会員も含む）を対象に、福岡国税局職員が講師となり、消費税、法人税関係の税制改正を中心とした税に関する研修会を 1 回開催する。

3. その他の主要な事業

(1) 会員のための各種福利厚生の推進に関する事業（他 1）

法人会の財源確保・財政基盤安定化及び会員の福利厚生制度として大同生命、A I G 損害保険、アフラック生命保険の受託 3 社と提携し、各単位会が行う地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため、法人会会員専用保険を普及推進する支援事業及び広報事業を行う。

①福利厚生制度推進会議の開催

ア 大同生命保険、A I G 損害保険、アフラック生命保険会社出席のもと、各単位会厚生委員長が参加して推進会議を開催する。

イ 県連厚生委員会の開催（年 2 回）

ウ 福利厚生制度の種類

　a 経営者大型総合保障制度（大同生命保険、A I G 損害保険）の推進

　b ビジネスガード（A I G 損害保険）の推進

　c がん・医療保険制度（アフラック生命保険）の推進

エ 福利厚生制度推進功労に対する表彰

オ 三井住友海上火災保険が貸倒債権に対して保証する損害保険の法人会

会員専用「貸倒保証制度」の推進

(2) 組織の充実・強化を図るための事業（他 2）

公益事業を展開する各単位会の組織強化のため、会員間の情報交換や会員相互の親睦・交流を目的として行う。

- ① 組織強化事業
 - ア 各単位会の組織基盤強化・維持のための支援事業
 - a 県連各委員会会議の開催
 - b 九北連青連協役員会、九北連女連協役員会への参加
 - c 会員募集広告（新聞広告）
 - イ 会員の親睦・交流を目的とする事業
 - a 県連定期総会後の交流会
 - b 青連協租税教室情報交換会の実施
 - c 青連協親睦ゴルフ大会の開催（年1回）
 - d 女連協県連視察研修会の実施
 - e 九北連青連協役員会への参加
 - f 全国大会への参加
 - g 全国女性フォーラムへの参加
 - h 全国青年の集いへの参加
 - ウ 広報事業
 - a ホームページの更新
 - b 新聞広告の掲載
- エ 助成金運営指導
 - 全法連から委託された助成事業を適正に実施することを目的に行う。
 - a 助成事業の管理・運営業務
 - 各単位会が作成した助成金申請書及び報告書の取りまとめ、内容の検証、指導を行う。
 - b 事務局会議、研修会等の実施
 - 各単位会と情報の共有や問題点を解決するなど、法人会運営を円滑に遂行するための事務局会議等を開催し、又、単位会が実施する公益事業を更に推進するための説明、指導を行う。
 - オ ボランティア活動等への参加支援
 - a 九北連青連協が主催する東日本大震災被害地、又は熊本地震被災地等への青連協部会員のボランティア活動に対し支援を行う。

III. その他

- (1) 国税当局、受託会社等関係機関との連携
 - 国税当局、税理士会及び受託3社等保険会社との連携・協調を保ち、円滑な会の運営及び事業の推進を図る。
- (2) 会務運営
 - 県連事務の合理化・効率化と内部統制の強化に努める。